# ごみ処理に関する目標値設定の考え方

## 目標1 1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)

基準値	中間目標	最終目標	増減
(R4)	(R10)	(R15)	
687	660	640	R15 将来推計から 88 g (12%)削減 (R4 基準値から 47 g (7 %)削減)

1人1日当たりごみ排出量= (家庭系ごみ+事業系ごみ)÷人口÷年間日数

### 図1 1人1日当たりごみ排出量の推移



### 【目標値設定の考え方】

市民意識調査の結果からごみ処理に関する取組が「現状の水準を引き続き重点的に維持すべき取組」と位置付けられていることや、上位計画である第六次春日井市総合計画において目標値を「660g以下」(R8 年度)としていることを踏まえ、本計画においては、前計画の最終目標値「660g」(R10 年度)を継承して中間目標値(R10 年度)を「660g」とし、最終目標値(R15)はその減少率を維持して「640g」とします。

#### 【内訳】

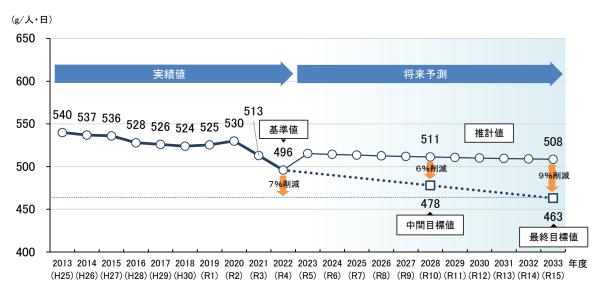
項目	基準値 (R4)	中間目標値 (R10)	最終目標値 (R15)	増減 (R4⇒R15)
家庭系ごみ	496g	478g	463g	▲33g(7%減)
事業系ごみ	191g	182g	177g	▲14g(7%減)
合計	687g	660g	640g	▲47g(7%減)

# 目標2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人・日)

基準値	中間目標	最終目標	増減
(R4)	(R10)	(R15)	
496	478	463	R15 将来推計から 45 g ( 9 %) 削減 (R4 基準値から 33 g ( 7 %) 削減)

<sup>1</sup>人1日当たり家庭系ごみ排出量=家庭系ごみ量÷人口÷年間日数

## 図2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移



#### 【目標値設定の考え方】

目標 1 「1 人 1 日当たりごみ排出量」の目標値を家庭系ごみ・事業系ごみの削減により如何に達成するかという観点に立ち、家庭系ごみは前計画の中間目標値( $R4:508\,g$ )を達成し、最終目標値( $R10:487\,g$ )の達成に向けて順調に推移していることを踏まえ、新計画では中間目標値(R10)を前計画の  $487\,g$  から「 $478\,g$ 」に修正し、最終目標値はその減少率を維持して「 $463\,g$ 」とします。

## 【目標値達成に向けた主な施策と効果見込】

○プラスチックごみの削減:▲9g

家庭系ごみに含まれるプラスチック製品の資源化により約1,000 t 減

○食品ロス・生ごみ削減:▲13g

食品ロス削減の啓発や水切りの促進、生ごみの資源化等により生ごみを約7%削減し約1,400 t 減

○剪定枝の資源化:▲18 g

家庭系ごみに含まれる剪定枝の資源化により約2,000 t減

○その他、雑がみの分別促進等によるごみ減量: ▲ 5 g

#### 【参考】

国の目標値(基本方針): 令和7年度に440g

県の目標(愛知県廃棄物処理計画):令和8年度に480g(令和元年度比約8%減)

# 目標3 事業系ごみ排出量(t/年)

基準値	中間目標	最終目標	増減
(R4)	(R10)	(R15)	
21, 470	20, 400	19, 600	R15 将来推計から 4, 776 t (20%)削減 (R4 基準値から 1, 870 t (9 %)削減)

事業系ごみ排出量=当市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量

### 図3 事業系ごみ排出量の推移



#### 【目標値設定の考え方】

目標 1 「1 人 1 日当たりごみ排出量」の目標値を家庭系ごみ・事業系ごみの削減によりいかに達成するかという観点に立ち、事業系ごみは前計画の中間目標値(R4:20,109 t)が未達成で、最終目標値(R10:19,557 t)の達成が困難な状況を踏まえるとともに、新計画の目標 2 「1 人 1 日当たり家庭系ごみの排出量」の削減目標との整合を図り、新計画では中間目標値(R10)を前計画の 19,557 t から「20,400 t」に修正し、最終目標値はその減少率を維持して「19,600 t」とします。

#### 【目標値達成に向けた主な施策と効果見込】

○事業系ごみ手数料の改定等による資源化の促進: ▲3,600 t

事業系ごみ処理手数料改定や排出事業者への指導・啓発等により、民間のリサイクル業者への資源物(食品廃棄物、紙ごみ等)の搬入を促進し、可燃ごみを約3,600 t 削減(約15%減)

○剪定枝等の資源化: ▲1,200 t

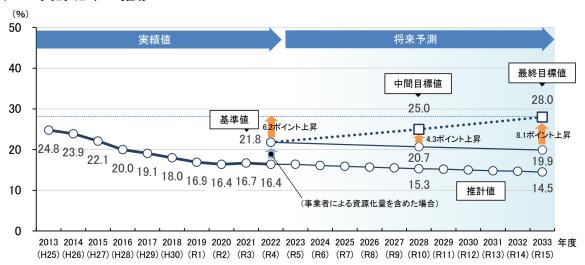
剪定枝や刈草を民間のリサイクル業者へ搬入することで1,200 t 減

# 目標4 資源化率(%)

基準値	中間目標	最終目標	増減
(R4)	(R10)	(R15)	
21.8	25. 0	28. 0	R15 将来推計から 8.1 ポイント上昇 (R4 基準値から 6.2 ポイント上昇)

資源化率=(行政回収資源化量+集団回収分+クリーンセンター処理分+事業者資源化量)÷(ごみ総排出量+事業者資源化量)×100

#### 図4 資源化率の推移



### 【目標値設定の考え方】

目標1「1人1日当たりごみ排出量」の削減目標との整合を図り、令和15年度における資源化量の増加分を7,800 t と見込み、新計画では中間目標値 (R10) を「25.0%」、最終目標値 (R15) を「28.0%」とします。

### 【目標値達成に向けた主な施策と効果見込】

- (家庭系) プラスチック製品の資源化:+1,000 t
- (家庭系) 剪定枝の資源化: +2,000 t
- (事業系) 事業系ごみの資源化: +4,800 t

# 目標5 最終処分量(t/年)

基準値	中間目標	最終目標	増減
(R4)	(R10)	(R15)	
8, 424	8, 030	7, 700	R15 将来推計から 1, 072 t (12%)削減 (R4 基準値から 724 t(9 %)削減)

最終処分量=内津北山最終処分場埋立量+ASEC 搬入量

## 図5 最終処分量の推移



#### 【目標値設定の考え方】

目標 1 「1 人 1 日当たりごみ排出量」の削減目標との整合を図り、新計画では中間目標値 (R10)を推計値から 8 %削減の「8,030 t」、最終目標値 (R15)を推計値から 12 %削減の「7,700 t」とします。なお、焼却灰のセメント原料化を引き続き年間約 3,000 t 行うものとします。

#### 【参考】

国の目標値(基本方針): 令和7年度に平成29年度に対して約16.6%削減 県の目標(愛知県廃棄物処理計画): 令和8年度に186,000 t (令和元年度比約4%減)